

総務省におけるワークライフバランスの推進

総務省では、全ての職員が仕事とプライベート双方の満足度を高めつつ、職員一人ひとりの能力を最大限発揮できる職場環境を整備するため、多様な働き方の推進に省を挙げて取り組んでいます。

働き方改革・業務見直しの取組



大臣官房秘書課働き方改革・業務見直し推進室では、省内の働き方改革を更に推進させるため、幹部による「働き方宣言の作成」や「定時退庁放送による呼びかけ」等による超過勤務縮減の取組や、「多面観察」（部下から上司の評価も行ういわゆる「360度評価」）の導入、「1 on 1 ミーティング」（上司と部下との間で行う1対1の対話）の実施など、様々な取組を進めてきました。

また、全省的な業務見直しを進めるため、RPAの導入やマクロの活用、新しい業務改善ツールの活用アイデアや好事例の紹介を行う省内勉強会や研修、若手職員が業務見直しについて議論するワークショップを開催しています。

そして、毎年の働き方に関する職員アンケートの実施や目安箱により、職員の生の声を聞くことで、必要な改革・見直しが何かを把握し、より一層、働きやすい職場環境となるよう、日々取り組んでいます。

テレワークや両立支援制度等を活用した多様な働き方の実現



総務省はテレワークの推進官庁でもあり、全職員がテレワークできる環境を整え、多様な働き方の選択肢の1つとしてテレワークを推進しています。特に、テレワーク勤務の質の向上を図ることにより、日常の働き方として、更に定着させることを目指しており、ペーパーレス化の更なる推進や、打ち合わせや会議のオンライン化、業務の仕方そのものの見直しにも取り組んでいます。

また、職員の事情に応じて活用できるフレックスタイム制、早出遅出勤務、介護休暇等の両立支援制度も充実しています。そのほかにも、年次休暇の取得促進や超過勤務の縮減等、総務省は、今後も、育児や介護、自身の障がい等、様々なバックグラウンドを抱えた職員だけでなく、全ての職員のワークライフバランス実現に向けた取り組みを進めていきます。

産前・産後休暇

産前6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から出産の日まで、出産の翌日から8週間を経過する日まで休暇を取得することが可能です。

配偶者の出産休暇、育児参加のための休暇

妻の出産に伴う入院の付添い等を行うための休暇（2日）及び妻の産前期間から出産の日以後1年の間に、生まれた子や未就学児を養育するための休暇（5日）を取得することが可能です。

育児休業・育児短時間勤務・育児時間

子どもが3歳になるまで、一定期間、夫婦ともに育児休業することが可能です。また、子どもが小学校に入学するまでの間、通常より短い勤務時間で勤務することが可能です。

仕事と家庭の両立支援制度

